### **⑥　第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）**

第三者割当による株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債発行に係る募集又は自己株式処分若しくは自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください（自己株式処分又は自己新株予約権処分の場合は、「発行価額」を「処分価額」、「割当予定先」を「処分予定先」など適宜読み替えてください。）。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式報酬としての株式発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑦株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）」に該当するものとして開示してください。

ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑧ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」に該当するものとして開示してください。

なお、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「（１）〔開示に関する注意事項〕②　事前相談について」参照）。

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集であることが判別できる表題とする。 |
| １．募集の概要 | ・　募集の概要として下記事項を記載する。  〔株式発行に係る募集の場合〕  （１）払込期日  （２）発行新株式数  （３）発行価額  （４）調達資金の額  （５）募集又は割当方法（割当予定先含む。）  （６）その他投資判断上重要又は必要な事項  〔新株予約権発行に係る募集の場合〕  （１）割当日  （２）発行新株予約権数  （３）発行価額  （４）当該発行による潜在株式数  （５）調達資金の額  （６）行使価額  （７）募集又は割当方法（割当予定先含む。）  （８）その他投資判断上重要又は必要な事項  〔新株予約権付社債発行に係る募集の場合〕  （１）払込期日  （２）新株予約権の総数  （３）社債及び新株予約権の発行価額  （４）当該発行による潜在株式数  （５）調達資金の額  （６）行使価額又は転換価額  （７）募集又は割当方法（割当予定先含む。）  （８）その他投資判断上重要又は必要な事項 |
| ２．募集の目的及び理由 | ・　募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。  ・　特に、第三者割当による資金調達を選択しようとする理由について、わかりやすく具体的に記載する。  ※　具体的には、次の観点により記載するよう留意する。  ・　自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性  ・　株式の希薄化による株主に対する影響  ・　既存株主にとってのメリット及びデメリット（第三者割当以外の方法（公募等）による資金調達方法との比較を含む。）  ※　第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等を除く）が、会社法第２０６条の２又は第２４４条の２に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。  ・　社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見  ・　当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内  　容 |
| ３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期 | ・　調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。  ※　新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。  ・　併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらが変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。  ※　資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。  ※　資金使途がＭ＆Ａ（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、Ｍ＆Ａの実施に伴う将来の事業構想（Ｍ＆Ａを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びＭ＆Ａに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。 |
| ４．資金使途の合理性に関する考え方 | ・　資金使途の合理性に関する考え方を記載する。  ※　調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。  ※　既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの１株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。 |
| ５．発行条件等の合理性 |  |
| （１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容 | ・　払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく具体的に記載する。  ※　払込金額の算定において採用した株価及びディスカウント率について、それぞれを採用するに至った考え、理由及び判断の過程をわかりやすく具体的に記載する。  ・　払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日から１か月、３か月、６か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合には、不要とします（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。）。  ※　払込金額等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（２０１０年４月１日制定）を参考に時価の９０％相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、割当予定先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、割当予定先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。 |
| （２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠 | ・　発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主な要素を含めて、わかりやすく具体的に記載する。  ※　発行される株券等が、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。  ※　発行される株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化及び流通市場への影響について配慮が求められます。 |
| ６．割当予定先の選定理由等 | ※　割当予定先が複数ある場合は、それぞれ募集数量を記載したうえで複数記載する。 |
| （１）割当予定先の概要 | ・　割当予定先の概要について、名称、本店の所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）との間の関係（＊１）、最近３年間の財政状態及び経営成績（＊２）を記載する。  （＊１）上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。  ・　資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。  （＊２）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金  （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。  ※　割当予定先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。  ※　割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。  ※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。  ・　割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。 |
| （２）割当予定先を選定した理由 | ・　割当予定先を選定した理由について、割当予定先を選定するに至った経緯を含め、わかりやすく具体的に記載する。  ・　証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。 |
| （３）割当予定先の保有方針 | ・　割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。  ・　上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約する予定がある旨を記載する。  ※　上場会社が、第三者割当を行う場合には、東証の上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが義務付けられています。  ・　発行される株券等について、その譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載する。 |
| （４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容 | ・　割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。  ・　特に、割当予定先が過去において失権を起こしている場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。 |
| ７．第三者割当後の大株主及び持株比率 | ・　第三者割当後における大株主の状況及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。  ※　今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。 |
| ８．今後の見通し | ・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。  ・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。 |
| ９．企業行動規範上の手続き | ・　企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。  ａ．経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要  ｂ．当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日  ・　これらの手続きを要しない場合には、その旨及び以下の事項を記載する。  ・　当該第三者割当の希薄化率が２５％未満である旨  ・　当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| 〔本行為が支配株主との取引等である場合〕  ・　支配株主との取引等に関する事項 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。  ・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。  ・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。  ・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  ※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載す　る。  ※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 |
| 10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 | ・　最近３年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金、１株当たり純資産を記載する。  ・　また、最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集による発行株式数（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は潜在株式数）、行使状況、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。  ※　自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。  ・　最近の３決算期末における株価及び直近６か月の株価の推移も記載する。 |
| 11．発行要項 | ・　有価証券届出書記載事項のうち、当該募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。 |